

山辺町優良田園住宅建設計画の認定に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号。以下「法」という。）第4条に規定する優良田園住宅建設計画の認定（以下「建設計画認定」という。）に係る事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、法、優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令（平成10年政令第254号）、優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行規則（平成10年農林水産省・建設省令第1号）及び優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第5項の農林水産大臣に対する協議を要する事由を定める省令（平成10年農林水産省令第59号）において使用する例による。

(相談の窓口)

第3条 建設計画認定に係る相談を受ける町の窓口は、建設課（以下「担当課」という。）とする。

(制度の説明等)

第4条 町は、前条の相談を受けたときは、法及び山辺町優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の趣旨並びに建設計画認定の手続きについて説明するものとする。

2 町は、優良田園住宅の建設に関する相談をしようとする者（以下「相談者」という。）の優良田園住宅の建設計画（以下「建設計画」という。）が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農地法（昭和27年法律第229号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、道路法（昭和27年法律第180号）、水道法（昭和32年法律第177号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令の許認可又は手続（以下「関係許認可等」という。）の必要があると認めるときは、相談者に対しその旨を説明するものとする。

(優良田園住宅の建設に関する事前協議)

第5条 優良田園住宅を建設しようとする者（以下「事前協議者」という。）は、町長に対し、優良田園住宅の建設に関する事前協議申出書（様式第1号。以下「事前協議申

出書」という。)の提出をするものとする。

(事前協議の審査等)

第6条 町長は、前条に定める事前協議申出書の提出があったときは、建設計画が法及び基本方針に定める事項に適合するかについて速やかに審査するとともに、必要に応じて山辺町土地利用調整会議に諮るものとする。

2 事前協議者は、担当課及び関係課等から建設計画に対し、課題、問題点等を指摘されたときは、当該課等と十分協議するとともに、必要に応じて関係機関、関係団体並びに優良田園住宅の建設計画区域の属する地区(山辺町地区委員規則別表地区)及び近隣住民と協議し、その解決に努めるものとする。

3 事前協議者は、前項の協議が調ったときは、その旨を町に報告するものとする。

4 町は、前項の報告を受け、かつ、第1項及び第2項の審査、調整又は協議が調ったと認めるときは、建設計画に関し、優良田園住宅に関する県との事前協議(以下「県との事前協議」という。)を行うものとする。

(認定申請書及び県知事との協議)

第7条 町長は、前条第4項の県との事前協議が調ったと認めるときは、事前協議者に対し、法第4条に規定する優良田園住宅建設計画認定申請書(様式第2号。以下「認定申請書」という。)及び優良田園住宅建設計画(様式第3号。以下「優良田園建設計画」という。)の提出を求めるものとする。

2 町長は、前項の書類の提出があったときは、速やかに審査を行い、法及び基本方針に適合していると認めるときは、優良田園住宅建設計画に関する協議書(様式第4号)により法第4条第4項に規定する県知事との協議(以下「県知事との協議」という。)を行うものとする。

(優良田園住宅建設計画の認定)

第8条 町長は、前項の県知事との協議が調ったと認めるときは、関係課等の長で構成する優良田園住宅建設計画認定審査会(以下「審査会」という。)を開催し、優良田園建設計画の認定の可否について諮るものとする。ただし、優良田園建設計画の認定が確実に見込まれるときは、関係課等の稟議をもって、審査会に代えることができる。

2 町長は、前項の審査会の結果に基づき、優良田園住宅建設計画を認定の可否を決定

したときは、優良田園住宅建設計画決定等通知書（様式第5号。以下「決定通知書」という。）により事前協議者に通知するものとする。

- 3 町長は、前項の優良田園建設計画に関する認定の可否について、県知事に通知するものとする。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、建設計画認定に係る事務取扱に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。